

# 公 告

公 告 第 31 号  
令和7年10月 2日

分任契約担当官  
陸上自衛隊えびの駐屯地  
第364会計隊えびの派遣隊長 塩谷 健太

下記のとおり、一般競争入札を行います。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済自動車の売払い (別紙内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊えびの駐屯地
- (3) 引 取 (引渡) 期 限 : 代金納付の日から5日以内 (令和8年3月31日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和8年3月31日 (火)

### 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) 「物品の買受け」 C級以上の等級に格付けされた者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、政策局長、装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) に示す4つの業者資格「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者。又は、引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時まで下請負申請書を提出し、承認を受けたものとする。
- (8) 下請け業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 下請負承認申請書に下請者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認にあたって下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認できなかった場合は、当該下請負を承認しない。下請負に対する確認は令和7年10月17日17時00分までとする。
- (10) 3項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

### 3 契約条項を示す場所等

陸上自衛隊えびの駐屯地 第364会計隊えびの派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページ

### 4 現場説明会、競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない  
ただし、現場確認は第11項(2)に連絡し、事前に調整の上現場を確認するものとする。
- (2) 競争入札  
場 所 : 第364会計隊えびの派遣隊入札室  
日 時 : 令和7年10月21日 (火) 11時00分 ~

### 5 落札決定方法

- (1) 総額決定 (税抜き)
- (2) 総額が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、当該入札に関係のない職員により抽選を実施し落札者を決定する。
- (3) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除  
但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 免除  
但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札。
- (2) 入札に関する条件に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難いもの。
- (4) 暴力団排除に関する誓約があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

## 8 契約書等の作成

- (1) 落札決定後、速やかに契約書を作成する。契約書に記載する金額は、入札金額に消費税相当額（10%）を加算した額とする。（ただし、消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 適用する契約条項  
「不用物品売払契約条項」  
「売払い物品の解体に関する特約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」
- (3) 落札者は、契約締結までに作業工程表の提出をお願いします。

## 9 違約金等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

## 10 その他

- (1) 郵便等による入札の場合は、令和7年10月20日（月）17時00分までに必着するよう「書留等」で送付し「入札書在中」と記入すること。（電話、電報は認めない。）なお、再度入札となった場合は再度入札の日時をFAXで通知する。
- (2) 一旦提出された入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- (3) 契約担当官等が受け付けた郵便入札等は、入札日以前であっても引換え、変更又は取り消しはできません。
- (4) 公告掲示場所  
えびの駐屯地、国分駐屯地、都城駐屯地、西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsd/wae/>)
- (5) 入札に参加される方は令和7年10月17日（金）15時00分迄、資格審査結果通知書の写し及び2（7）の許可証の写しを（FAX可）提出すること。
- (6) 代理人をもって入札に参加させる場合には、委任状を提出すること。
- (7) 当該売払物品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。

## 11 問い合わせ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒889-4392  
宮崎県えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地  
第364会計隊都えびの派遣隊 契約班 担当：天本  
TEL (0984) 33-3904（内線342）  
FAX (0984) 33-5435
- (2) 内訳書に関する事項  
〒889-4392  
宮崎県えびの市大字大河平4455-1 陸上自衛隊えびの駐屯地  
業務隊 補給科 担当：宮田  
TEL (0984) 33-3904（内線321）